

多様な農業経営体の育成・確保について



平成 2 2 年 2 月

農林水産省

目 次

多様な農業経営体の育成・確保に向けて	2
（参考）戸別所得補償制度の導入について	3
1．多様な農業経営体の育成・確保の考え方について	
（1）家族農業経営の育成・確保	4
（2）集落営農の育成・確保	5
（3）法人経営の育成・確保	6
2．農業への参入の促進等について	
（1）多様な経営体の参入促進	7
（2）新規就農者に対する支援	8
（3）女性や高齢者が活躍できる環境づくり	9
3．多様な農業経営体を育成・確保するための施策について	
（1）農地集積を進めるための施策	10
（2）資金調達の円滑化	11

多様な農業経営体の育成・確保に向けて

- 我が国農業は、農業従事者の減少、高齢化の進展、農業所得の減少、耕作放棄地の増加など危機的状況。
- 我が国農業の持続的発展を図るため、意欲ある農業者を幅広く対象とした戸別所得補償制度の導入により、農業者が農業を継続できる環境を整備するとともに、新規参入の促進や6次産業化による付加価値の向上分を経営に取り入れること等により競争力のある経営体を育成・確保。これらの経営体が地域農業の担い手として発展を遂げた姿として効率的かつ安定的な農業経営が出現。

農業の現状

深刻な状況

・農家戸数

H2: 384万戸



H20: **252万戸**

・農業従事者の高齢化率

H2: 20.6% (12.1%)



H20: **39.7%** (22.1%)

(()内は全人口の高齢化率)

・農業所得

H2: 6.1兆円



H19: **3.2兆円**

・耕作放棄地

H2: 21.7万ha



H17: **38.6万ha**

戸別所得補償制度の導入

意欲ある農業者が農業を継続して行える環境

多様な農業経営体

家族
経営

集落
営農

法人
経営

新規参入の促進等

多様な経営体の参入
新規就農

経営発展を目指す取組の後押し

- ・規模拡大等による経営の効率化
- ・6次産業化等の取組による所得の増大
- ・担い手不足地域での集落営農の組織化等

後
押
し

- ・「補助から融資へ」大胆な見直し
- ・農地の利用集積の促進等

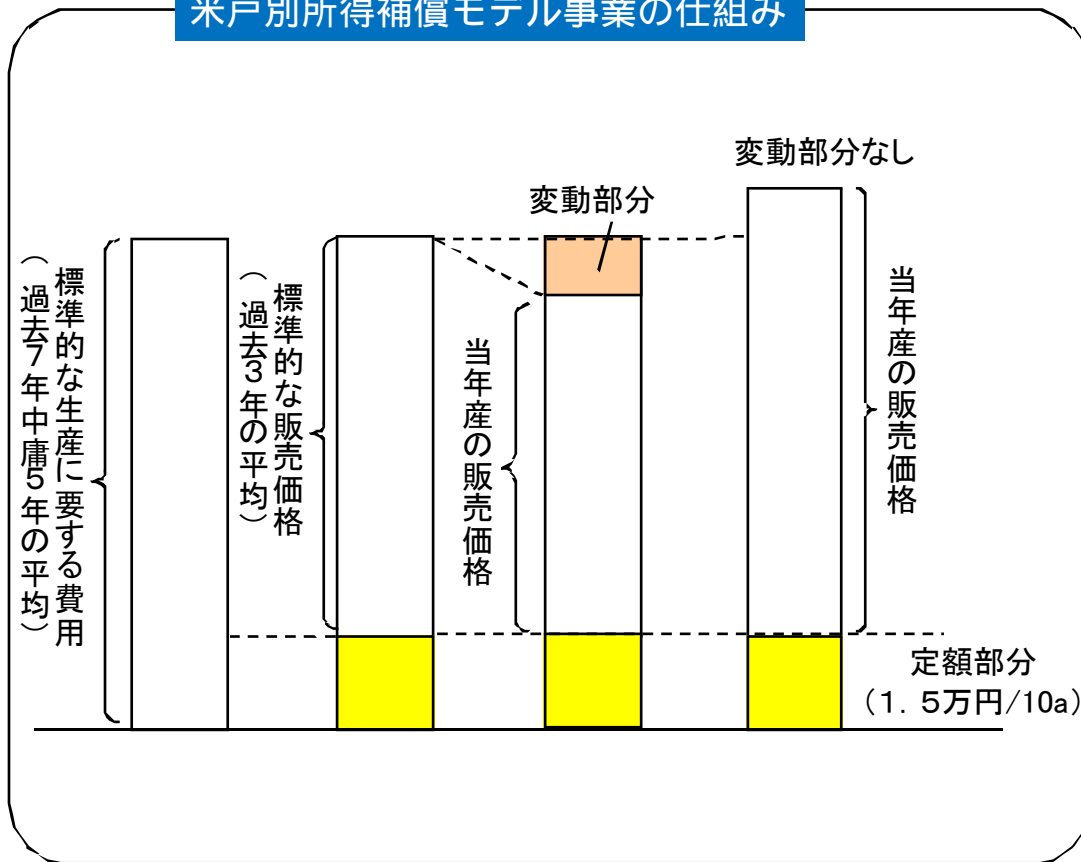
地域農業の担い手として
競争力のある経営体の育成・確保

我が国農業の持続的な発展

(参考) 戸別所得補償制度の導入について

- 平成23年度からの戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて、平成22年度には、全国規模で実証を行うモデル対策として、米戸別所得補償モデル事業等を実施。
- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る部分について、所得補償を国からの直接支払により実施。

米戸別所得補償モデル事業の仕組み



【交付対象者】

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定

【助成単価】

- 定額部分 1万5千円/10a

- ・ 標準的な生産に要する費用(経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年中庸5年の平均)と標準的な販売価格(過去3年の平均)の差額を全国一律単価として面積に応じて交付

- 変動部分

- ・ 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

- ・ 生産数量目標に即した生産者に対するメリット措置
- ・ 構造的な赤字に相当する額を交付するとともに、米価変動に対応して、一定の米価水準までの所得を補償
- ・ 全国一律の単価とすることにより、規模拡大やコスト削減の努力をした農家や、販売価格を高める努力を行った地域ほど、所得が増える仕組み

水田・畑作経営所得安定対策や品目別経営安定対策については、制度の本格導入に向けた制度設計の中で併せて検討。

なお、平成22年産米については、米戸別所得補償モデル事業と水田・畑作経営所得安定対策のうち収入減少影響緩和対策が同時に実施されるが、収入減少影響緩和対策における米の補てん額を計算する際に、米戸別所得補償モデル事業における変動部分の交付金額を控除。

1. 多様な農業経営体の育成・確保の考え方について

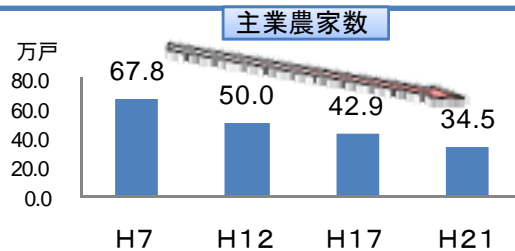
(1) 家族農業経営の育成・確保

戸別所得補償制度の実施にあたっては、全ての販売農業者が交付金の対象となるが、これに併せ、地域農業の担い手の中心となる家族農業経営について、経営規模の拡大や6次産業化（多角化・複合化、連携等）の取組による経営改善を後押ししていくことが重要。

このため、農業者が自主的に作成する経営改善計画を市町村が認定し、これに基づき関係機関が協力して地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着（21年3月末現在：24万6千経営体）している認定農業者制度を活用。

その際、制度内容の丁寧な周知活動、農業者の主体的な取組事例等の収集・提供等により、各地域での効果的な制度運用を推進。

危機的状況にある我が国農業の現状を踏まえ、戸別所得補償制度の導入により農業を継続できる環境を整備



一方、我が国農業が持続的に発展していくためには、競争力を有する地域農業の担い手の確保が必要

意欲ある農業者自らの申請を市町村が認定し、関係機関が協力して担い手を育成・確保する仕組みである認定農業者制度を活用

認定農業者制度の現状

制度導入から15年以上経過し、地域において農業の担い手や集落リーダーの育成、農地の維持・管理などに有効に機能し、普及・定着（21年3月末現在：24万6千経営体）

一方で、以下のような誤解も存在

- ・認定に当たり「年齢や経営規模による制限がある」、「兼業農家や規模拡大を進めない農家の計画は認定されない」といった誤解

今後の方向性

引き続き、地域農業の担い手として競争力のある経営体を育成するため、認定農業者制度を活用

地域の主体的判断の下、農業者の多様な取組を支援するため

- ・スーパーL資金などの認定農業者を対象とする措置を引き続き実施

併せて

- ・制度の正確な周知と
- ・地方の主体的な取組を推進

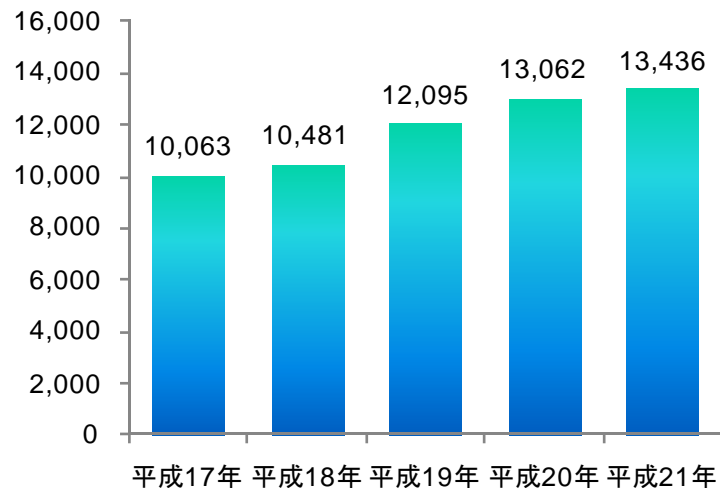
(2) 集落営農の育成・確保

- 集落営農とは、地域で決められた規約の下に、小規模農家、高齢農家も参加して、地域ぐるみで農作業の共同化や機械の共同利用に取り組むもの。地域農業の生産性向上や経営規模が零細で、後継者が不足している地域において農業生産活動を維持する上で有用な形態。
- 今後も集落営農の組織化や農地の維持・管理の活動を支援。

現状

- 集落営農は、地域農業の生産性を向上させることや、担い手不足の地域において農業生産活動を維持するための仕組みとして定着。

集落営農数の推移(全国)



今後の方向性

- 高齢化の進展等により担い手が不足している地域にとっては、今後も集落営農の取組は、地域農業の維持・発展のため有効。
- このため、戸別所得補償制度の対象とするとともに、継続的に営農を行っていく組織については、引き続き、融資や機械・施設の整備支援を措置。

法人化のメリット

- ・農地等の権利取得が可能
- ・資金調達の多様化・取引信用力の向上
- ・農産加工・販売等の経営の多角化

安定的な経営体を目指す組織

融資、機械・施設の整備を支援

高度な
経営展開

備えるべき条件

- 農地の利用集積目標を達成する
- 所得向上を目指す。
- 法人化を目指す。

米戸別所得補償モデル事業
で対象となる集落営農組織

備えるべき条件

- ・規約を作成すること
- ・共同販売経理を行うこと

農地の
維持・管理

農地の維持・管理により地域
社会に貢献する集落営農

中山間地域等直接支払等
により農業生産活動を支援

(3) 法人経営の育成・確保

1. 多様な農業経営体の育成・確保の考え方について

- 農業生産法人の数は、平成7年の4千から平成21年で1万1千と着実に増加。
- 農業法人の中には、経営の多角化など6次産業化を推進しているものがあり、地域の雇用を創出し、地域の所得向上や活性化に貢献。
- このような動きが一層促進されるよう、人材育成、設備・機械整備、資金調達円滑化等の支援を行うことにより、法人化を進めようとする農業経営体の取組みを後押し。

農業生産法人数の推移

単位：法人

	7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年
農業生産法人	4,150	5,889	7,904	8,412	9,466	10,519	11,064
農事組合法人	1,335	1,496	1,782	1,841	2,198	2,694	2,855
株式会社（特例有限会社を除く）	-	-	120	180	385	832	1,200
株式会社（特例有限会社）	2,797	4,366	5,961	6,345	6,818	6,896	6,878
合名・合同・合資会社	18	27	41	46	65	97	131
（参考）総農家（千戸）	3,444	3,120	2,848	2,521	...
販売農家（千戸）	2,651	2,337	1,963	1,881	1,813	1,750	1,699

資料：農林水産省経営局構造改善課調べ、農林水産省統計部「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

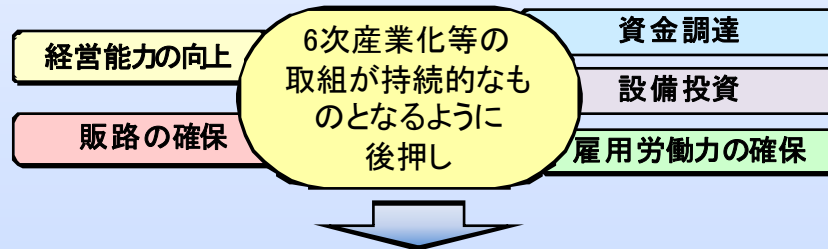
注：株式会社（特例有限会社）の平成18年以前は「有限会社」の数値である。

農業法人の現状

- 農業法人は、
- 加工・販売・観光等への事業拡大
 - 新規作物も加え、地域の農業者と共同し多様な品目を揃えて直売所等への出荷
 - 加工業者、流通業者、小売業者等と連携し、付加価値向上、販路拡大、販売の安定化など、6次産業化に取り組むことにより、地域の雇用を創出し、地域の所得向上や活性化に貢献。

今後の方向性

今後の経営発展のための課題



初期投資の負担の軽減等への支援

- 農業法人等が6次産業化に取り組む場合に必要な加工機械・直売施設等の整備を支援し、初期投資負担の軽減を図る

人材確保への支援

- 「農の雇用事業」により農業法人等における新規就業者の雇用と技術・知識を習得させる研修の実施を支援

円滑な資金調達等

- スーパーL資金等の金利負担を軽減
- 無利子の農業改良資金の貸付プロセスを改善
- 農業信用保証保険制度の充実

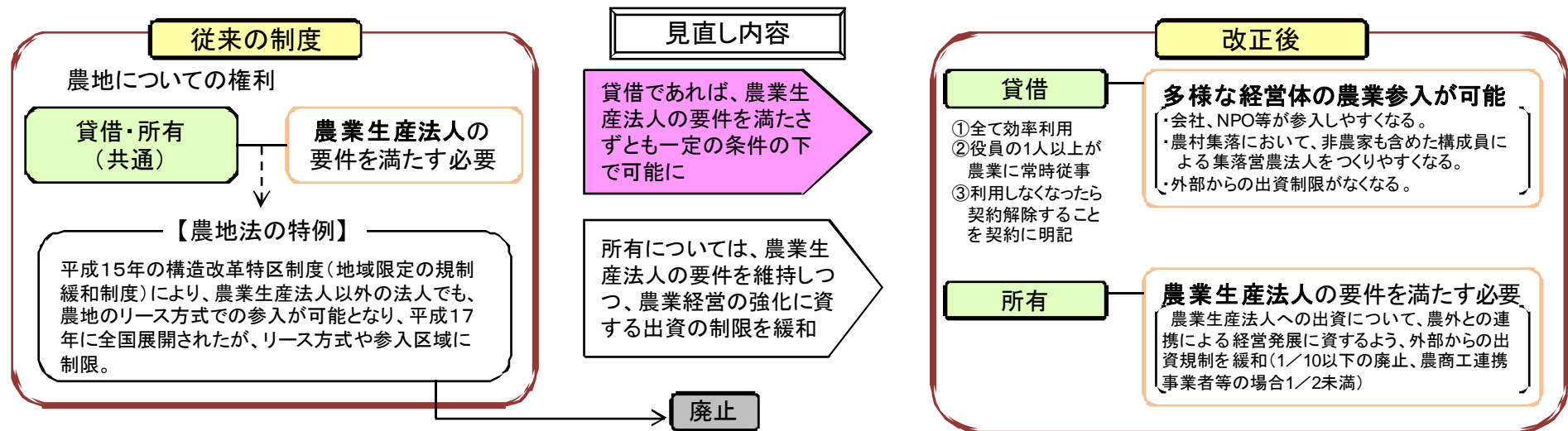
農業の発展・地域の活性化

2. 農業への参入の促進等について

(1) 多様な経営体の参入促進

○ 改正農地法(平成21年12月15日施行)の下で、農地の貸借規制や農業生産法人の出資規制の見直し等を活用し、多様な経営体の参入を促進。

(1) 新たな農地制度による農地の利用規制の見直し



(2) 農業法人と一般企業等の参入の状況

単位: 法人

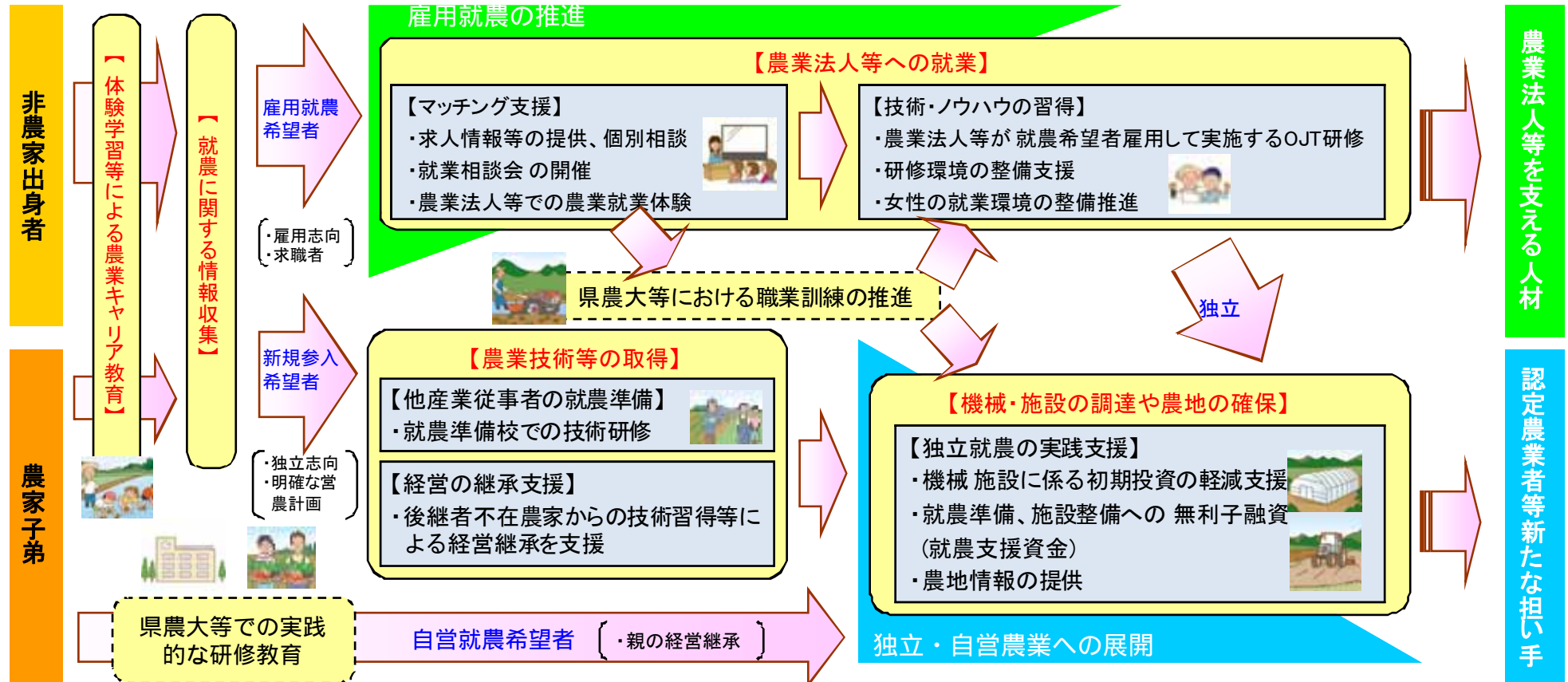
	7年	12年	17年	18年	19年	20年	21年
農業法人	9,522	13,186	13,960	—	—	—	—
うち農業生産法人	4,150	5,889	7,904	8,412	9,466	10,519	11,064
一般企業等の農業参入数	—	—	(H17.5) 109	(H18.3) 156	(H19.3) 206	(H20.3) 281	(H21.3) 349

資料: 農業センサス(各年2月1日現在)

農業生産法人数(各年1月1日現在)、一般企業等の農業参入数は、経営局構造改善課調べ

(2) 新規就農者に対する支援

- 新規就農者については農家子弟が主体となっているが、近年は非農家出身者が農業法人等へ雇われる形での就農が増加傾向。
- 農業法人等に雇われる形での就農は、農地の確保や機械・施設の取得等の初期投資が必要ない上、技術や経営上のリスクがないことから、雇用就農を新規就農の重要なルートと位置付けて重点的に支援。
- このため、就農希望者を雇用して実践的な研修を行う農業法人等に対し、研修費用を助成する「農の雇用事業」を実施。



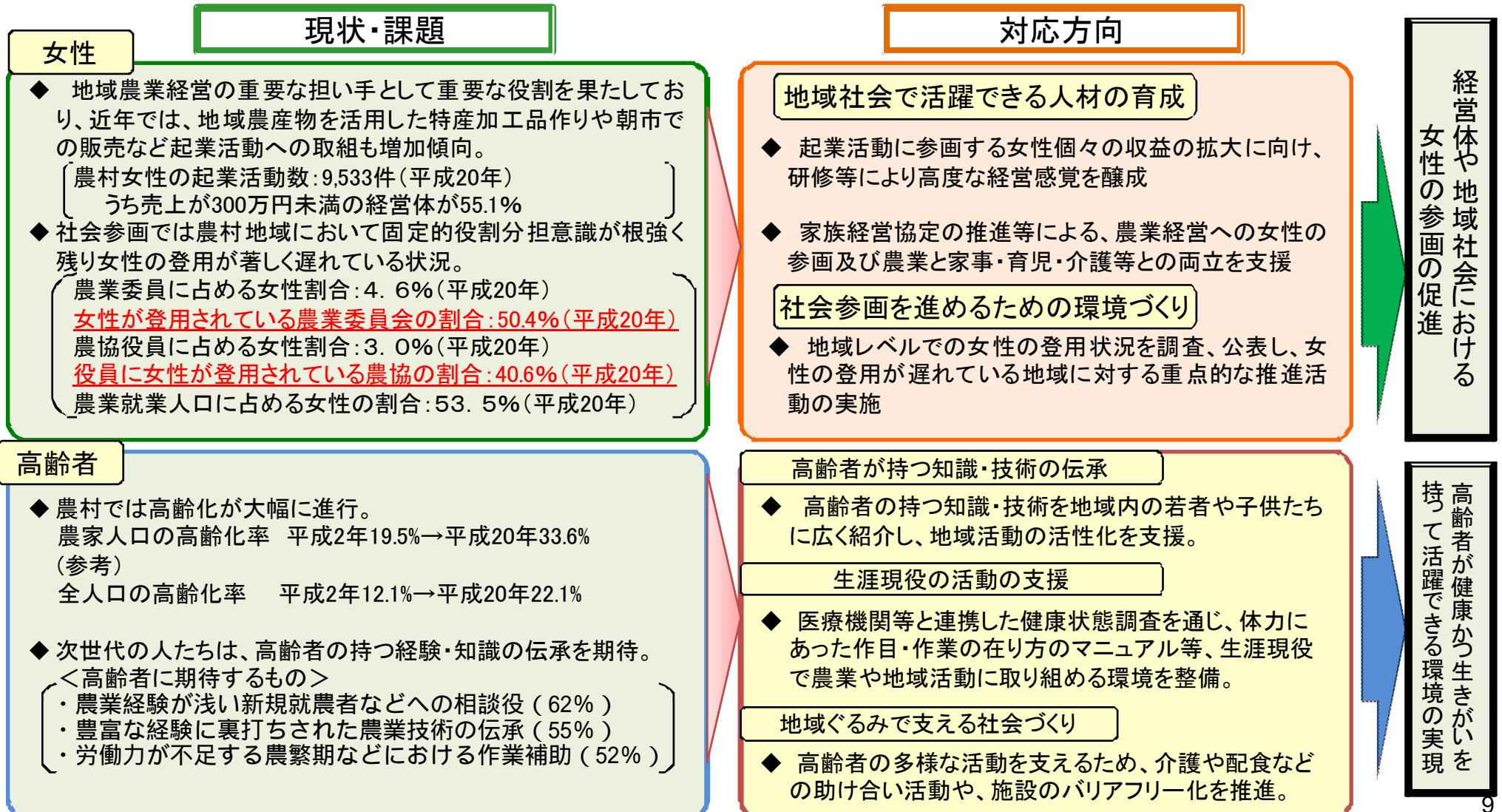
(参考) 新規就農者の動向

(単位:千人)

	平成7	12	17	18	19	20
自営農業就農者	48.0	77.1	78.9	72.4	64.4	49.6
新規参入者	-	-	-	2.2	1.8	2.0
雇用就農者	-	-	-	6.5	7.3	8.4

(3) 女性や高齢者が活躍できる環境づくり

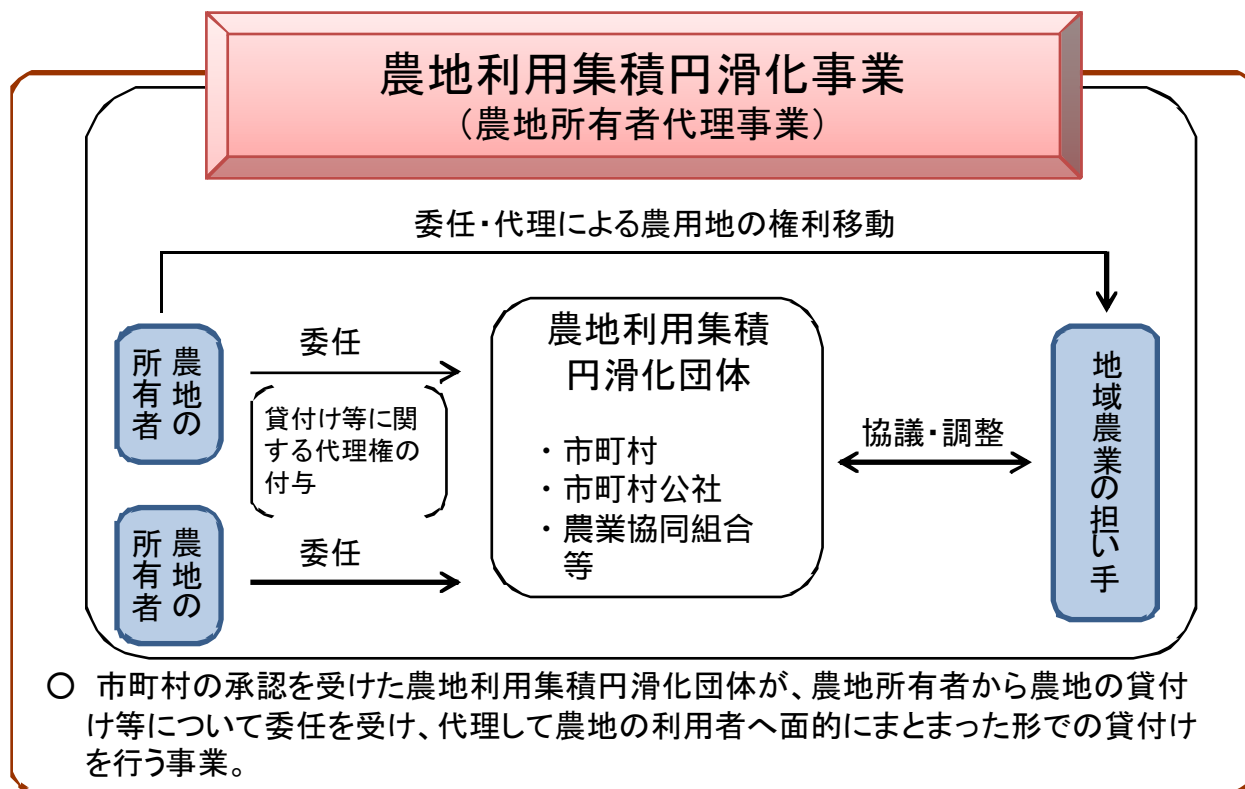
- 女性は、農業就業人口の過半を占め、地域農業経営の重要な担い手としても活躍。地域の現状を踏まえて女性が登用されていない組織の解消などの具体的な方針を打ち出し、女性の参画を促すことが重要。
- 農村部では都市部に比べて高齢化が一層進展。高齢化社会の先駆モデルとして、農村の高齢者が健康に留意しつつ自分たちの持つ知識・技術を活用して地域社会の維持、発展に取り組んでいけるような環境づくりが必要。



3. 多様な農業経営体を育成・確保するための施策について

(1) 農地集積を進めるための施策

- 地域農業の担い手として競争力のある経営体を育成・確保するためには、経営体が農地を使いやすいようにまとまった形で利用集積することが重要。
- 担い手への農地集積を促進する農地保有合理化事業、農用地利用改善事業に加え、改正農地法(平成21年12月15日施行)により、市町村段階に、農地の保有リスクを回避しつつ、地域内の農地を一括して引き受けて、面的にまとまった形で担い手へ利用集積する仕組み(農地利用集積円滑化事業)を創設。
22年度予算概算決定において、農地の集積を仲介する組織が行う調整活動を支援して、地域の実情に合ったやり方で農地の集積を推進。



農地保有合理化事業

農地保有合理化法人が、離農農家や規模縮小農家から農地を買入れ又は借入れし、当該農地を担い手に売渡し又は貸付ける事業。

[農地保有合理化法人である都道府県農業公社が、農地利用集積円滑化団体と連携し的確に農地の売買を実施。]

農用地利用改善事業

集落機能の活用を通じて、集落としてのあるべき農業の方向について合意形成を図った上で、担い手に対する農用地の利用集積や農作業の効率化等を推進する事業。

(2) 資金調達の円滑化

3. 多様な農業経営体を育成・確保するための施策について

- 戸別所得補償・6次産業化の推進など、農業政策の転換の中で、経営体への支援も「補助から融資へ」大胆な見直しが必要。
- 無利子資金・低利資金・一般金利資金それぞれの役割に応じて活用されることが重要。
- その際、多様な経営体の特性に応じた金融支援内容の見直しを図っていくことが必要。

